



令和 年 月 日

〇〇部局長 殿

申請者 住 所  
名 称  
氏 名 (代表者)

㊞

行政財産貸付申請書

下記のとおり行政財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所 在 地	区 分	数 量	使 用 目 的

令和 年 月 日

〇〇部局長 殿

申請者 住 所  
名 称  
氏 名 (代表者)

印

行政財産の転貸承認申請書

下記のとおり行政財産の転貸の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 転貸の財産等

所 在 地	区 分	数 量	備 考

2 転借人の住所及び氏名

3 転借人の利用用途等

部局長 殿

申請者 住 所  
名 称  
氏 名 (代表者) ㊟

行政財産の賃借権の譲渡承認申請書

下記のとおり行政財産の賃借権の譲渡の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 物件の表示  
所在地  
種目、数量
- 2 譲受人の住所氏名
- 3 利用目的
- 4 譲渡予定年月日
- 5 譲渡を必要とする理由
- 6 譲渡契約書 (案)

部局長 殿

申請者 住 所  
名 称  
氏 名 (代表者)

㊞

建物の賃貸承認申請書

下記のとおり申請者において賃貸することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所有建物の表示  
所在地  
種目、数量
- 2 賃貸しようとする建物の表示  
種目、数量
- 3 賃貸人の住所、氏名
- 4 利用目的
- 5 予定年月日
- 6 賃貸を必要とする理由
- 7 借家契約書 (案)
- 8 関係図面

部局長 殿

申請者 住 所  
名 称  
氏 名 (代表者)

㊞

行政財産の増改築等承認申請書

下記のとおり行政財産の増改築等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 物件の表示  
所在地  
種目、数量
  
- 2 増改築等しようとする建物の表示  
種目、数量
  
- 3 利用目的
  
- 4 増改築等の工事予定年月日及び工事完了予定日
  
- 5 増改築等を必要とする理由
  
- 6 その他参考資料

別紙様式 7 (事業用定期借地)

国有財産有償貸付合意書例

貸付人国(以下「甲」という。)と借受人〇〇(以下「乙」という。)とは、国有財産について借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第23条の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を令和 年 月 日までに公正証書により締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (㎡)	備考
	土地		詳細は別紙1のとおり。

(指定用途等)

第2条 乙は、貸付物件を次の事業の用に供する建物を所有するため、貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画(建物及び工作物の配置計画を含む。)及び事業計画のとおり用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

事業内容

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

3 貸付物件上に乙が所有する建物の種類、構造及び規模は、別紙2のとおりとする。

(事業内容の変更)

第3条 乙は、前条に定める事業内容を変更しようとするときは、事前の変更内容を書面により申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とする。

(契約更新等)

第5条 本契約は、法第23条の規定に基づくものであるから、法第4条ないし第8条及び第18条並びに民法(明治29年法律第89号)第619条の規定は適用されないもので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条の期間満了時において本契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)は行われず、建物の築造による貸付期間の延長も行われないものとする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期 間	貸付料年額	備考
第一年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第二年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	

第三年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
------	--------------------	---	--

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。なお、貸付料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。

(貸付料の納付)

第7条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(貸付料の改定)

第8条 甲は、貸付物件の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第6条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(契約保証金)

第9条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（契約金額の100分の10）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第19条に定める義務その他本契約に定める義務の履行をしたときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、第1項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は国庫に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当



する金額を甲に納付するものとする。

(注) 契約時点において、確定している第1年次から第3年次までの貸付料合計額の100分の10を納付させ、残りの契約保証金については、貸付料更新時毎に確定した貸付料合計額の100分の10を納付する場合には、以下の条文を追加する。

6 乙は、第6条第1項に規定する期間を経過した後に係る契約保証金は、第6条第2項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

(延滞金)

第10条 乙は、第7条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について第2項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(充当の順序)

第11条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件について第2条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について増改築等により現状を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、事前に変更しようとする理由及び変更後の使用目的等を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第13条 乙は、乙が建設した建物の余裕部分を第三者に貸付け若しくは使用収益を目的とする権利を設定し又は転貸若しくは賃借権を譲渡し並びに抵当権若しくは質権の設定をしようとする場合には、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(建物の賃貸借等に関する措置)

第14条 甲の承認を得て乙が建設した建物の余裕部分を第三者に貸付け、又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定する場合には、当該第三者との間で締結する契約において、建物の敷地が法第23条に規定する事業用定期借地権に基づくものであり、第4条に定める貸付期間の満了により借地権が消滅し、建物を取り壊すことを明示しなければならない。

(物件保全義務)

第15条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第2条第2項に定める使用してはならない用途等に関して、甲が必要と認めるとき
- (2) 第7条に定める貸付料の納付がないとき
- (3) 第12条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (4) 第13条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (5) 本契約に定める義務に違反したとき

(違約金)

第 17 条 乙は、第 6 条第 1 項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第 1 2 条第 1 項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は前条に定める義務に違反した場合 金 (貸付料年額) 円

(2) 第 2 条第 1 項、同条第 2 項、第 3 条第 1 項又は第 1 3 条第 1 項に定める義務に違反した場合 金 (貸付料年額の 3 倍) 円

2 乙は、第 6 条第 1 項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第 6 条第 2 項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前 2 項に定める違約金は、第 2 1 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法 (昭和 2 3 年法律第 7 3 号) 第 1 9 条で準用する同法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。

4 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復等)

第 19 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了するときは貸付期間満了日まで、又は前条の規定により本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに甲の指示により自己の責任と負担において、貸付物件上の建物その他工作物を除去し、貸付物件を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

2 甲の指定する期日までに、乙が貸付物件を返還しないときは、乙は甲の指定する期日の翌日から返還完了に至るまでの貸付料相当額合計の倍額の損害金及び貸付物件内における必要費 (水道光熱費等) 相当額を甲又は甲の指定する者に支払い、かつ返還遅延により甲の被った損害を賠償しなければならない。

3 甲は、乙が第 1 項に定める原状回復義務を履行しないときは、乙に代わって甲自ら執行し、若しくは他人に執行させることができる。なお、執行にかかる費用はすべて乙が負担する。

4 乙は甲に対し、第 4 条に定める貸付期間が満了する日の 1 年前までに、建物の取壊し

及び建物賃借人の明渡し等貸付物件の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

- 5 乙は、第6条第1項に定める期間中に、第1項に定める義務に違反した場合には、金（貸付料年額）を違約金として、甲に支払わなければならない。
- 6 乙は、第6条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲が乙に対し通知する。
- 7 前2項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 8 本契約は、法第23条の規定に基づくものであり、法第13条の規定にかかわらず、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条第1項の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、建物を買取るべきことを請求することはできず、民法第608条に基づく費用の償還、その他いかなる名目においても、財産上の請求を一切行うことができない。

（貸付料の精算）

第20条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

（損害賠償）

第21条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第22条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（裁判管轄）

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇部局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の合意を証するため本合意書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 国  
契約担当官 〇〇部局長

借受人 住所（所在地）  
氏名（名称）〈代表者〉 ⑧

別紙 1

(貸付財産及び付属施設の内訳)

区 分	種 目	構 造	数 量	備 考

記載要領

- 1 本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。

別紙 2

(建物の表示)

種 類	
構 造	
規 模	

## 国有財産有償貸付契約書例

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく定期借地権の設定を目的とした賃貸借を内容とする借地契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量 (㎡)	備考
	土地		詳細は別紙のとおり。

（指定用途等）

第2条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画どおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とする。

（契約更新等）

第4条 本契約は、法第22条の規定に基づくものであるから、法第4条ないし第8条及び第18条並びに民法（明治29年法律第89号）第619条の規定は適用されないで、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条の期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む）は行われず、建物の築造による貸付期間の延長も行われぬものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期 間	貸付料年額	備考
第一年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第二年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第三年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。なお、貸付料は3年間毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(貸付料の改定)

第7条 甲は、貸付物件の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第6条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(契約保証金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（契約金額の100分の10）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第18条に定める義務その他本契約に定める義務の履行をしたときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、第1項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は国庫に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当する金額を甲に納付するものとする。

(注) 契約時点において、確定している第1年次から第3年次までの貸付料合計額の100分の10を納付させ、残りの契約保証金については、貸付料更新時毎に確定した貸付料合計額の100分の10を納付する場合には、以下の条文を追加する。

6 乙は、第5条第1項に規定する期間を経過した後に係る契約保証金は、第5条第2項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

(延滞金)

第9条 乙は、第6条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について第2項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(充当の順序)

第10条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件について第2条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について増改築等により現状を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、事前に変更しようとする理由及び変更後の使用目的等を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第12条 乙は、乙が建設した建物の余裕部分を第三者に貸付け若しくは使用収益を目的とする権利を設定し又は転貸若しくは賃借権を譲渡し並びに抵当権若しくは質権の設定をしようとする場合には、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(建物の賃貸借等に関する措置)

第13条 甲の承認を得て乙が建設した建物の余裕部分を第三者に貸付け、又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定する場合には、当該第三者との間で締結する契約において、建物の敷地が法第22条に規定する定期借地権に基づくものであり、第3条に定める貸付期間の満了により借地権が消滅し、建物を取り壊すことを明示しなければならない。

(物件保全義務)

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第2条第2項に定める使用してはならない用途等に関して、甲が必要と認めるとき

(2) 第6条に定める貸付料の納付がないとき

(3) 第11条に定める甲の承認を受けなかったとき

(4) 第12条に定める甲の承認を受けなかったとき

(5) 本契約に定める義務に違反したとき

(違約金)

第16条 乙は、第5条第1項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、

それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第11条第1項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は前条に定める義務に違反した場合 金（貸付料年額）円
  - (2) 第2条第1項、同条第2項又は第12条第1項に定める義務に違反した場合 金（貸付料年額の3倍）円
- 2 乙は、第5条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第5条第2項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。
- 3 前2項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。
- 4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復等）

第18条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了するときは貸付期間満了日まで、又は前条の規定により本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに甲の指示により自己の責任と負担において、貸付物件上の建物その他工作物を除去し、貸付物件を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

- 2 甲の指定する期日までに、乙が貸付物件を返還しないときは、乙は甲の指定する期日の翌日から返還完了に至るまでの貸付料相当額合計の倍額の損害金及び貸付物件内における必要費（水道光熱費等）相当額を甲又は甲の指定する者に支払い、かつ返還遅延により甲の被った損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項に定める原状回復義務を履行しないときは、乙に代わって甲自ら執行し、若しくは他人に執行させることができる。なお、執行にかかる費用はすべて乙が負担する。
- 4 乙は甲に対し、第3条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び建物賃借人の明渡し等貸付物件の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。



- 5 乙は、第5条第1項に定める期間中に、第1項に定める義務に違反した場合には、金（貸付料年額）を違約金として、甲に支払わなければならない。
- 6 乙は、第5条第1項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。
- 7 前2項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 8 本契約は、法第22条の規定に基づくものであることから、法第13条の規定にかかわらず、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は前条第1項の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、建物を買い取るべきことを請求することはできず、民法第608条に基づく費用の償還、その他いかなる名目においても、財産上の請求を一切行うことができない。

（貸付料の精算）

第19条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

（損害賠償）

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第21条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（裁判管轄）

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇部局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 国  
契約担当官 〇〇部局長

借受人 住所（所在地）  
氏名（名称）（代表者） ⑨

別紙

(貸付財産及び付属施設の内訳)

区 分	種 目	構 造	数 量	備 考
				・共有持分○/○別添図面表示 のとおり

記載要領

- 1 本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。

国有財産有償貸付契約書例

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産について賃貸借を内容とする借地契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所 在	区分	数量 (m <sup>2</sup> )	備 考
			詳細は、別紙のとおり。

（指定用途）

第2条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画どおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの年間とする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年 次	期 間	貸付料年額	備 考
第一年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第二年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第三年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。なお、貸付料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。

(貸付料の納付)

第5条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(貸付料の改定)

第6条 甲は、貸付物件の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、借地借家法（平成3年法律第90号）第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第4条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(契約保証金)

第7条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（契約金額の100分の10）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第18条に定める義務その他本契約に定める義務の履行をしたときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、第1項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土

地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は国庫に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当する金額を甲に納付するものとする。

(注) 契約時点において、確定している第1年次から第3年次までの貸付料合計額の100分の10を納付させ、残りの契約保証金については、貸付料更新時毎に確定した貸付料合計額の100分の10を納付する場合には、以下の条文を追加する。

6 乙は、第4条第1項に規定する期間を経過した後に係る契約保証金は、第4条第2項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

(延滞金)

第8条 乙は、第5条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について第2項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第10条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引渡しがあったものとする。

(貸付物件の一部滅失)

第11条 甲は、貸付物件が乙の責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷した場合には、滅失又は損傷した部分に係る貸付料として甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第12条 乙は、貸付物件について第2条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について増改築等により現状の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合には、事前に変更しようとする理由及び変更後の使用目的等を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第13条 乙は、乙が建設した建物その他の工作物について貸付け若しくは使用収益を目的とする権利を設定し又は転貸若しくは賃借権を譲渡し並びに抵当権若しくは質権の設定をしようとする場合には、事前はその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務)

第 14 条 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(実地調査等)

第 15 条 甲は次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第 2 条第 2 項に定める使用してはならない用途等に関して、甲が必要と認めるとき
- (2) 第 5 条に定める貸付料の納付がないとき
- (3) 第 12 条又は第 13 条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (4) 前条に定める義務に違反したとき
- (5) その他甲が必要と認めるとき

(違約金)

第 16 条 乙は、第 4 条第 1 項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第 12 条第 1 項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は前条に定める義務に違反した場合 金 (貸付料年額) 円
- (2) 第 2 条又は第 13 条第 1 項に定める義務に違反した場合 金 (貸付料年額の 3 倍) 円

2 乙は、第 4 条第 1 項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第 4 条第 2 項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3 前 2 項に定める違約金は第 20 条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。
- 4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復等）

第18条 乙は第3条に定める貸付期間が満了するときは貸付期間満了日まで、又は前条の規定により本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに甲の指示により自己の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

- 2 甲の指定する期日までに、乙が貸付物件を返還しないときは、乙は甲の指定する期日の翌日から返還完了に至るまでの貸付料相当額合計の倍額の損害金及び貸付物件内における必要費（水道光熱費等）相当額を甲又は甲の指定する者に支払い、かつ返還遅延により甲の被った損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項に定める原状回復義務を履行しないときは、乙に代わって甲自ら執行し、若しくは他人に執行させることができる。なお、執行にかかる費用はすべて乙が負担する。

（貸付料の精算）

第19条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

（損害賠償）

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第21条 乙は、第3条に規定した貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第17条第1項の規定により契約を解除された場合において、建物を撤去するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対してその償還の請求をすることができない。

（契約の費用）

第22条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（裁判管轄）

第 24 条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇省〇〇部局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

国

貸付人 契約担当官 〇〇部局長

借受人 名 称

氏 名 (代表者) ⑩



別紙

貸付財産及び付属施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考

記載要領

- 1 本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。

国有財産有償貸付契約書例

貸付人国（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした借家契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所在地(庁舎名)	区分	数量 (㎡)	備 考
			詳細は、別紙のとおり。

（指定用途等）

第2条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（工作物の配置計画を含む）及び事業計画どおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

2 乙は、貸付物件について、次の各号に掲げる用に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 特定の個人、団体又は企業の活動に対する行政の中立性が損なわれるおそれのある施設（宗教団体・政治団体等の事務所、集会所その他これに類する施設）の用
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用
- (5) その他国の庁舎等の利用として社会通念上不適切と認められる目的の用

（貸付期間）

第3条 貸付期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とする。

（契約更新等）

第4条 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われぬものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6ヶ月前までの間の期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて

期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙にした場合、当該通知日から6ヶ月を経過した日をもって、本契約は終了する。

(貸付料等)

第5条 貸付料は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期 間	貸付料年額	備考
第一年次	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	円	
第二年次	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	円	
第三年次	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については、改めて甲から通知する。なお、貸付料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。

3 乙は、別に定めるところにより、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(貸付料の改定)

第7条 甲は、貸付物件の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第32条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第5条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(契約保証金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（契約金額の100分の10）円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が第18条に定める義務その他本契約に定める義務の履行をしたときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、第1項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は国庫に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当する金額を甲に納付するものとする。

(注) 契約時点において、確定している第1年次から第3年次までの貸付料合計額の100分の10を納付させ、残りの契約保証金については、貸付料更新時毎に確定した貸付料合計額の100分の10を納付する場合には、以下の条文を追加する。

- 6 乙は、第4条第1項に規定する期間を経過した後に係る契約保証金は、第5条第2項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

(延滞金)

第9条 乙は、第6条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について第2項に定める率により算定した延滞金を、甲に支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、乙が納付した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件について、第2条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件の様態替、改造等により現状を変更(貸付物件の修繕及びその他軽微な変更を除く。)しようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 乙は、貸付物件について、2ヶ月以上使用しないときは、事前に使用しない期間等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第12条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 本庁舎及び貸付物件に係る乙の責に帰すべき修理費用は、乙の負担とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、別に定めるところにより、貸付物件の維持保全に係る費用(清掃の費用、電球等の消耗品交換工事の費用、天井・壁・床の補修塗替え費用

を含む。)について、負担しなければならない。

4 甲が本庁舎及び貸付物件の維持保全のために行う工事により、乙が貸付物件又は共用部分の全部又は一部を使用できない場合、乙は甲に対して名目の如何を問わず損失補償等を一切請求できないものとする。

5 天災地変、火災、停電又は盗難等、甲の責に帰すことのできない事由により発生した事故のため乙が被った損害については、甲はその責を負わないものとする。

(立入り)

第 14 条 甲は、貸付物件の防火、貸付物件の構造の保全その他の貸付物件の管理上の必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、貸付物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、貸付物件内に立ち入ることができる。

(実地調査等)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対し実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第 2 条第 2 項に定める使用してはならない用途等に関して、甲が必要と認めるとき

(2) 第 6 条に定める貸付料の納付がないとき

(3) 第 11 条及び第 12 条に定める甲の承認を受けなかったとき

(4) 本契約に定める義務に違反したとき

(違約金)

第 16 条 乙は、第 5 条第 1 項に定める期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第 11 条第 1 項の貸付物件の様替、改造等による現状変更に係る事前承認を受け  
る義務又は前 2 条に定める義務に違反した場合 金 (貸付料年額) 円

(2) 第 2 条又は第 12 条第 1 項に定める義務に違反した場合 金 (貸付料年額の 3 倍)  
円

2 乙は、第 5 条第 1 項に定める期間を経過した後において、本契約に違反した場合の違約金は、同条第 2 項の期間について甲の定める基準により算出した金額によることに同意する。なお、金額については、甲から通知する。

3 乙は、第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定により本契約を解除された場合には、第 3 条に規定する貸付期間満了までの期間分に係る貸付料相当額を上限として、甲が指定する金額を甲に支払うものとする。

4 前 3 項に定める違約金は第 20 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 賃貸借契約期間内においては甲乙共に本契約を解約できないものとする。

- 3 前項にかかわらず、甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 4 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 貸付料・分担金その他の債務の納付を納付期限から2ヶ月以上怠ったとき。
  - (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
  - (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
  - (5) 第2条（指定用途等）、第12条（権利譲渡等）、第14条（立入り）又は第15条（実地調査等）の規定に違反したとき。
  - (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2ヶ月以上貸付物件を使用しないとき。
  - (7) 本契約に付随して締結した契約に違反したとき。
  - (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (13) 公序良俗に反する行為があったとき、又はそのような行為を助するおそれがあるとき。
  - (14) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
  - (15) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
  - (16) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
  - (17) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
  - (18) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
  - (19) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。
- 5 甲は、第1項又は第4項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 乙は、甲が第1項又は第4項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- （原状回復等）

第18条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了するときは貸付期間満了日まで、又は前条の規定により本契約が解除されたときは甲の指定する期日までに甲の指示により自己の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

2 本契約が終了し、乙が貸付物件を明け渡した後に貸付物件内、本庁舎又はその敷地内に残置した物件があるときは、甲は、乙がその所有権を放棄したものとみなして任意に乙の負担においてこれを処分することができる。

3 甲の指定する期日までに、乙が貸付物件を返還しないときは、乙は、甲の指定する期日の翌日から返還完了に至るまでの貸付料相当額合計の倍額の損害金及び貸付物件内における必要費（水道光熱費等）相当額を甲又は甲の指定する者に支払い、かつ明渡し遅延により甲の被った損害を賠償しなければならない。

4 甲は、乙が第1項に定める原状回復義務を履行しないときは、乙に代わって甲自ら執行し、若しくは他人に執行させることができる。なお、執行にかかる費用はすべて乙が負担する。

（貸付料の精算）

第19条 甲は、第17条第3項の規定により本契約を解除した場合には、未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

（損害賠償）

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費などの放棄）

第21条 乙は、第3条に規定する貸付期間が満了した場合又は第17条第1項若しくは第4項の規定により契約を解除された場合において、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対してその償還の請求をすることができない。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

（通知義務）

第22条 乙は、その商号、氏名、住所、代表者、営業目的、資本金その他商業登記事項若しくは身分上の事項に重要な変更が生じたとき又は届出印章、貸付物件の使用責任者若しくは契約上重要な事項に変更があったときは、遅滞なく書面により甲に通知する。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（裁判管轄）

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇部局所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 国  
契約担当官 ○○部局長

借受人 住所（所在地）  
氏名（名称）〈代表者〉 ⑩



別紙

貸付財産及び付属施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備考

記載要領

本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。

殿

部局長

## 国有財産貸付料等の改定について

あなたと令和 年 月 日付第 号をもって貸付契約を締結した国有財産について、貸付期間の自動更新（又は同契約書第 号第 項に定める期間の満了）に伴う令和 年 月 日から令和 年 月 日までの貸付料の額を決定しましたので、上記貸付契約書第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、上記貸付契約書第 条第 項の規定により、併せて違約金額を通知しますが、これは、万一あなたに契約違反があった場合のみに適用されるものですので、誤解のないよう御了承ください。

## 記

## 1 貸付料決定額、納付期限

第一年次	〔自令和 年 月 日 至令和 年 月 日〕	¥	納付期限	令和 年 月 日
第二年次	〔 " " " " 〕	¥	納付期限	" "
第三年次	〔 " " " " 〕	¥	納付期限	" "

2 違約金額 ¥

3 契約保証金額 ¥

〇〇部局長 殿

申請者 住 所  
氏 名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
  - (1) 所在
  - (2) 区分
  - (3) 数量
  
- 2 使用しようとする理由
  
- 3 利用計画 (事業計画)
  
- 4 使用しようとする期間
  
- 5 その他参考となるべき事項

別紙様式 13 (使用許可期間を5年以内とする場合)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

国有財産使用許可書

使用者 住所  
氏名(代表者) 殿

許可者  
部局長氏名 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇〇(注1)に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在  
区分  
数量  
使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を 用の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。(注2)

(使用料)

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、 円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注1) 審査請求をすべき行政庁については、以下のとおり記載するものとする。

イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁

ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 当該処分庁

ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合(イ又はロに掲げる場合を除く。) 当該主任大臣

ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注2) 当該使用許可が当該使用許可期間満了をもって更新できないこととなる場合には、ただし書きに代えて、「なお、使用許可の更新は認めない。」と記載する。

(注3) 分担金等の負担を求める場合には、第4条第3項に、「前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金(共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの)及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。」と追加するものとする。

(注4) 当該使用許可が、国家公務員宿舎の居室及び自動車保管場所となる場合には、

以下のとおり追加等するものとする。

イ 第1条に、「宿舎名、戸番、専用面積又は指定保管場所」を追加。

ロ 第4条第3項に、上記注3に準じて追加する（「分担金」とあるのは「共益費」と読み替える）。

ハ 第9条第3項の次に次の1項を加える。

4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

ニ 第12条第2項を以下のとおり改める。

(イ) 有償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

(ロ) 無償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる国家公務員宿舎関係法令に基づき算定した有料宿舎の使用料に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

ホ 第12条第3項に、「前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。」と追加。

(注5) 地方公共団体が第三者へ転貸することを予定したものである場合等には、第9条第2項に「ただし、事前にその理由を記載した書面によって部局長に申請し、部局長の承認を得た場合には、使用許可物件を他の者に転貸することができる。」と追加するものとする。

(注6) 当該使用許可の対象財産が、指定区域（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。）内の財産である場合は、以下のとおり追加等するものとする。

なお、当該使用許可の対象財産が、国境離島に所在する財産の場合は、「重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為」を「国境離島等（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第3項各号に掲げる国境離島等をいう。）の離島機能を阻害する行為」に読み替えるものとする。

イ 第10条第1項第7号に「前条に定める義務に違反した場合又は重要施設

（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和３年法律第８４号）第２条第２項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第９条第１項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき」と追加。

□ 第１０条の次に以下の条項を追加し、以下１条ずつ繰り下げる。

（解除条件）

第１１条 本件使用許可は、使用を許可された物件の利用者（乙に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第９条第２項に基づく命令が発せられたときは、失効する。



別紙様式 14 (使用許可期間を5年超とする場合)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

国有財産使用許可書

使用者 住所  
氏名(代表者) 殿

許可者

部局長氏名 印

令和 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〇〇〇(注1)に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。(注2)

(使用料)

第4条 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	使用料年額	備考
第一年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第二年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	
第三年次	自令和 年 月 日至令和 年 月 日	円	

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は3年ごとに改定するものとし、改定の都度、3年間に係る使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条第1項に定める使用料は、次に定めるところにより、当局歳入徴収官の発する納入告知書により納入しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第二年次	第1回	円	令和 年 月 日	
	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第三年次	第1回	円	令和 年 月 日	

	第2回	円	令和 年 月 日	
	第3回	円	令和 年 月 日	
	第4回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。) であるとき

- (3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。
- 3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

- 第11条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第13条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注1) 審査請求をすべき行政庁については、以下のとおり記載するものとする。

- イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合 当該処分庁
- ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 当該処分庁
- ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）当該主任大臣
- ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注2) 当該使用許可が当該使用許可期間満了をもって更新できないこととなる場合には、ただし書きに代えて、「なお、使用許可の更新は認めない。」と記載する。

(注3) 分担金等の負担を求める場合には、第4条第3項に、「前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金（共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの）及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。」と追加するものとする。

(注4) 当該使用許可が、国家公務員宿舎の居室及び自動車保管場所となる場合には、以下のとおり追加等するものとする。

- イ 第1条に、「宿舎名、戸番、専用面積又は指定保管場所」を追加。
- ロ 第4条第3項に、上記注3に準じて追加する（「分担金」とあるのは「共益費」と読み替える）。
- ハ 第9条第3項の次に次の1項を加える。
  - 4 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。
- ニ 第12条第2項を以下のとおり改める。

(イ) 有償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる第4条に定める使用料の2倍に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

(ロ) 無償で使用を許可する場合

使用を許可された者は、前条第1項の明渡期日までに使用を許可された物件を返還しない場合、明渡期日の翌日から返還した日までの期間に応じる国家公務員宿舎関係法令に基づき算定した有料宿舎の使用料に相当する額を損害賠償として支払わなければならない。

ホ 第12条第3項に、「前2項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。」と追加。

(注5) 地方公共団体が第三者へ転貸することを予定したものである場合等には、第9条第2項に「ただし、事前にその理由を記載した書面によって部局長に申請し、部局長の承認を得た場合には、使用許可物件を他の者に転貸することができる。」と追加するものとする。

(注6) 当該使用許可の対象財産が、指定区域（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。）内の財産である場合は、以下のとおり追加等するものとする。

なお、当該使用許可の対象財産が、国境離島に所在する財産の場合は、「重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為」を「国境離島等（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第3項各号に掲げる国境離島等をいう。）の離島機能を阻害する行為」に読み替えるものとする。

イ 第10条第1項第7号に「前条に定める義務に違反した場合又は重要施設（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第2条第2項各号に掲げる施設をいう。）の施設機能を阻害する行為の用に供する明らかなおそれがあると認める場合において、同法第9条第1項に基づく内閣総理大臣の使用を許可された物件の利用者に対する勧告があったとき」と追加。

ロ 第10条の次に以下の条項を追加し、以下1条ずつ繰り下げる。  
(解除条件)

第11条 本件使用許可は、使用を許可された物件の使用者（乙に限られない。）に対し、内閣総理大臣から、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第9条第2項に基づく命令が発せられたときは、失効する。

殿

部局長

国有財産使用料の改定について

令和 年 月 日付第 号をもって使用許可した国有財産について、同許可書第 4 条第 1 項に定める期間の満了に伴う令和 年 月 日から令和 年 月 日までの使用料の額を決定しましたので、同許可書第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 使用料決定額

## 行政財産の使用許可調書

年度	省庁名	部局名
<b>【協議・通知項目】</b> 1. 当該行政財産の台帳記録事項及び使用許可する部分の数量  2. 相手方の住所及び氏名  3. 使用許可の理由及び方法  4. 使用許可の期間及び条件  5. 使用許可の対価及びその算定調書  6. 相手方の利用計画  7. その他参考となるべき事項 (1) 相手方の選定方法 (2) 指定区域(※)の該当有無 (3) その他		<b>【留意事項】</b> 使用又は収益する当該行政財産の用途又は目的を妨げないとする理由(第1節の第2に掲げる事項に該当しない理由を個別具体的に記載する。) ( )  当該行政財産の使用現況と今後の見込 ( )  原状回復ができることとする理由 ( )  建物の所有を目的とした土地の使用を許可する場合に普通財産として処理することができない理由 ( )  相手方の選定が公募でない場合その理由 ( )  当該使用許可の期間を設定する理由 ( )

(※) 指定区域とは、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。



## 行政財産の貸付調書

年度	省庁名	部局名
<b>【協議項目】</b> 1. 当該行政財産の台帳記録事項及び貸付けを行う部分の数量  2. 相手方の住所及び氏名  3. 貸付けの理由及び方法  4. 貸付けの期間及び条件  5. 貸付けの対価及びその算定調書  6. 相手方の利用計画  7. その他参考となるべき事項 (1) 相手方の選定方法 (2) 指定区域(※)の該当有無 (3) その他		<b>【留意事項】</b> 貸付けを行う当該行政財産の用途又は目的を妨げないとする理由(第1節の第2に掲げる事項に該当しない理由を個別具体的に記載する。) ( )  当該行政財産の使用現況と今後の見込 ( )  原状回復ができることとする理由 ( )  建物の所有を目的とした土地の貸付けを行う場合に普通財産として処理することができない理由 ( )

(※) 指定区域とは、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)第5条第1項又は第12条第1項に基づき指定された注視区域及び特別注視区域をいう。

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 19 により変更後の役員名簿を提出します。

### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

〇〇部局長 殿

年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称



照 会 書				
商号又は氏名				
所在地				
役 職 名	(フリガナ)	生年月日	性別	住所
	氏 名			
照会事項	<p>上記の者について、以下に該当する者か否か。(申請書等を添付)</p> <p>(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である</p> <p>(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている</p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している</p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</p> <p>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</p>			
参 考				
<p>上記のとおり照会します。</p> <p>〇〇県警察本部暴力団対策主管課長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇部局〇〇課長(氏名)</p>				

文 書 番 号  
年 月 日

被通知人 殿

通知人  
部局長氏名

国有財産有償貸付契約に係る契約解除に関する事前通知

貴殿との間で締結していた令和 年 月 日付 号国有財産有償貸付契約（以下「本件契約」という。）については、貸付物件の利用者に対して、令和 年 月 日付で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 8 4 号）第 9 条第 1 項に基づく内閣総理大臣の勧告が発せられたことから、同条第 2 項に基づく内閣総理大臣の命令が発せられたときは、本件契約第●条第●項に基づき契約を解除することになりますので、あらかじめ通知します。

記

本件土地（国有地）の表示

所在  
地番  
区分  
数量

※ 本様式は、文書のひな形を示すものであり、作成方法等は郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 4 8 条第 1 項（内容証明）に規定する内容証明の取扱いに従うものとする。  
また、文書の内容については、事案の内容に応じて所要の修正を行うことは差し支えない。

被通知人 殿

通知人  
部局長氏名

国有財産有償貸付契約に係る契約解除通知

貴殿との間で締結していた令和 年 月 日付 号国有財産有償貸付契約（以下「本件契約」という。）については、貸付物件の利用者に対して、令和 年 月 日付で重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第9条第2項に基づく内閣総理大臣の命令が発せられたことから、本件契約第●条第●項に基づき契約を解除します。

については、本件土地上に存在する各種工作物の全てについて、本件契約第●条に定める原状回復の義務に基づき速やかに撤去を行い、本件土地を更地にした上で、国に明け渡すことを求めます。

記

本件土地（国有地）の表示

所在  
地番  
区分  
数量

※ 本様式は、文書のひな形を示すものであり、作成方法等は郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項（内容証明）に規定する内容証明の取扱いに従うものとする。  
また、文書の内容については、事案の内容に応じて所要の修正を行うことは差し支えない。

## 貸付料予定価格等の算定基準

### 第1節 貸付料予定価格算定基準

#### 第1 貸付料年額の算定

事業用定期借地契約、定期借地契約又は定期建物賃貸借契約により貸付けを行う場合を除き、貸付料年額については、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達別添「普通財産貸付料算定基準」（以下「貸付料算定基準」という。）に準じて算定した額とする。

また、事業用定期借地契約等により貸付けを行う場合の貸付料年額は、当分の間、貸付料算定基準を踏まえ、民間精通者の意見を徴して決定する。

なお、事業用定期借地契約等の継続貸付料については、民間精通者の意見を徴した上で、貸付料算定基準に準じて算定した額とする。

#### 第2 国有資産等所在市町村交付金の交付を要しない場合の貸付料の取扱い

当該貸付けの対象となっている財産が国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付を要しないものである場合には、上記第1の規定により算定した貸付料基礎額から、当該貸付けに係る市町村交付金相当額を控除した額に修正するものとする。

ただし、上記第1の規定により算定した貸付料基礎額が、既に市町村交付金の交付を要しないものとして算定されている場合は、本措置は適用しないことに留意する。

### 第2節 使用料予定価格算定基準

行政財産を使用許可する場合の使用料（消費税及び地方消費税の相当額を含まないものとする。以下同じ。）の年額は、使用許可期間に応じて、以下のとおり本算定基準により算定するものとする。

#### 第1 使用許可期間を5年以内とする場合の使用料

使用料の算定に当たっては、以下の規定により算定するものとする。

ただし、以下の規定により処理することが適当でないと認められる場合には、第2「使用許可期間を5年超とする場合の使用料」と同様に不動産鑑定士の鑑定評価額により算定するものとする。

なお、この場合には、次年度以降、当該鑑定評価額に係る変動率を徴し、これに乗ずることにより算定することができる。

##### 1 土地の使用料

###### (1) 期待利回りによる算定

以下の算式により算定する。

ただし、国家公務員宿舎の自動車保管場所使用料の算定に当たっては、国家公務員宿舎関係法令に基づき有料宿舎を貸与した場合と同様に算定した額とする。

計算式 使用料＝使用許可財産の相続税評価額A×期待利回りB×調整率C

A＝使用許可期間の初日の直近における相続税評価額（使用許可期間の初日が9月以降であるものはその年の相続税評価額）を用いる。

（注1）相続税評価額については、貸付料算定基準第9の2（1）の規定に準じて算定された平方メートル当たりの価格に当該使用許可に係る



部分の面積を乗じて得た額によるものとする（以下同じ）。

（注2）路線価に乘じる補正率等については、適用する路線価が公表された年の算定方法によるものとする。

B＝使用許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する、相手方の利用目的と類似する用途に供されている賃貸取引事例の貸付料又は民間精通者の意見価格を当該事例等の相続税評価額で除したもの（賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格は2事例（者）以上採用し、使用始期の直近のものをを用いる。）の平均値（小数点第5位以下切捨て）

なお、極めて小規模な施設（自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等をいう。）の用途として使用させる場合など、費用対効果の観点などから、賃貸取引事例及び民間精通者の意見価格により難しい場合には、近隣地域内に所在する使用許可先例（調整措置が加えられているものについては当該措置が加えられる前の使用料）を用いて期待利回りを算定することができる。

C＝行政財産の使用許可は、借地借家法の適用を受けない行政処分であり、その特殊性を考慮し、0.7を乗ずるものとする。

ただし、採用した賃貸取引事例等が本件特殊性を考慮したものである場合、又は使用許可先例により算定したものである場合は、本措置を適用しないことに留意する。

## (2) 簡易手法による算定

極めて小規模な施設（自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等をいう。）の用途として使用させる場合は、費用対効果の観点などから、類似施設の賃貸取引事例の平方メートル当たりの使用料額に当該施設の使用又は収益の許可に係る部分の面積を乗じたものに、上記(1)における調整率0.7を乗ずる方法により、使用料を算定することができる。

ただし、採用した賃貸取引事例が、行政財産の使用許可の特殊性を考慮したものである場合は、調整率0.7は乗じないことに留意する。

## 2 建物の使用料

以下の算式により算定する。

ただし、国家公務員宿舎の居室の使用料の算定に当たっては、国家公務員宿舎関係法令に基づき有料宿舎を貸与した場合と同様に算定した額とする。

計算式 使用料＝（平方メートル当たりの使用料年額A×使用許可面積B＋土地に係る加算額C）×調整率D

A＝当該使用許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等を基に算定する。

（注1） 賃貸取引事例を基に算定する場合、できる限り、当該使用許可と利用用途、建物の構造、品位、経年、使用面積、階層等の類似する事例を選定するものとし、2事例以上の平均価格とする。

なお、当該使用許可財産と賃貸取引事例として採用した財産との間に利用度等において著しい開差がある場合は、不動産鑑定士から修正について意見を求め、それに基づいて、賃貸取引事例に修正を加えることができる（下記注2において同じ）。

（注2） 民間精通者の意見価格を基に算定する場合は、当該使用許可の利用用

途、建物の構造、品位、経年、使用面積、階層等を説明の上意見価格を求めるとし、2者以上の平均価格とする。

(注3) 極めて小規模な施設(自動販売機、現金自動預払機、電話ボックス等をいう。)の用途として使用させる場合に限定して、費用対効果の観点などから、賃貸取引事例及び民間精通者の意見価格等により難しい場合には、近隣地域内に所在する使用許可先例(調整措置が加えられているものについては当該措置が加えられる前の使用料)により算定することができる。

B = 建物の一部を使用許可する場合において、相手方の従業員、来客等が占用部分のほか共用部分についても専ら使用するときは、当該共用部分も含めた面積とする。

C = 使用許可面積が当該建物延べ面積の5割以上の場合の土地に係る使用料の加算額

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該建物の} \\ \text{敷地の土地} \\ \text{使用料} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該建物の建て面積を当該} \\ \text{建物の所在する土地に係る} \\ \text{法定建ぺい率で除した面積} \\ \text{に相当する土地の使用料} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{当該建物のうち} \\ \text{使用許可面積} \\ \text{当該建物の延べ} \\ \text{面積} \end{array}$$

(注1) 土地の使用料は、第1の使用料によって算定したものとする。

(注2) 民有地上にある建物の使用料は、上記算式中「使用料」を「地代相当額」に読替えて適用する。

D = 行政財産の使用許可は、借地借家法の適用を受けない行政処分であり、その特殊性を考慮し、0.7を乗ずるものとする。

ただし、採用した賃貸取引事例等が、本件特殊性を考慮されたものである場合、又は使用許可先例により算定したものである場合は、本措置を適用しないものであることに留意する。

## 第2 使用許可期間を5年超とする場合の使用料

当初3年間の使用料年額については、不動産鑑定士による使用許可財産の使用料年額の鑑定評価額により決定することとし、第4年次以降の継続使用料は当該鑑定評価額に係る変動率を徴し、これに乗ずることにより算定した額とする。

ただし、国家公務員宿舎の居室及び自動車保管場所の使用料の算定に当たっては、国家公務員宿舎関係法令に基づき有料宿舎を貸与した場合と同様に算定した額とする。

(注) 評価依頼に当たっては、行政財産の使用許可は、国有財産法第18条第8項の規定により、借地借家法の適用を受けない行政処分であることを評価条件として伝えることとし、当該鑑定評価額に調整率(0.7)は乗じないものとする。

## 第3 土地又は建物以外のものの使用料

実情に応じて使用料を定めるものとする。

## 第4 国有資産等所在市町村交付金の取扱い

### 1 国有資産等所在市町村交付金の交付を要しない場合の使用料の取扱い

当該使用許可の対象となっている財産が国有資産等所在市町村交付金(以下、「市町村交付金」という。)の交付を要しないものである場合には、上記第1から第3の規定により算定した使用料の額(ただし、第1及び第2の場合にあっては、調整率を乗じる前の額)から、当該使用許可に係る市町村交付金相当額を控除した額をもって使用料の年額とするものとする。

ただし、上記第1から第3の規定により算定した使用料が、既に市町村交付金の交付を要しないものとして算定されている場合は、本措置は適用しないことに

留意する。

## 2 使用料が市町村交付金を下回る場合の取扱い

使用料が、市町村交付金の額を下回る場合であって、その原因が一定地域の賃貸取引事例等の実情に照らして低廉な使用料にあるときは、貸付料算定基準に準じて算定した額とする。

## 第5 前年次使用料との調整

使用料の改定に当たっては、貸付料算定基準に準じて、第1から第4に定めるところにより算定した額と従前の使用料を比較し調整を行った上で、使用料を決定するものとする。

なお、使用許可期間を更新する場合における使用料についても同様の取扱いとする。

## 第3節 一時金等算定基準

### 第1 算定方法

事業用定期借地契約、定期借地契約又は定期建物賃貸借契約により貸付けを行う場合を除き、借地権利金、名義書換承諾料及び増改築承諾料は、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達別添2「一時金等算定基準」に準じて算定した額とする。

また、事業用定期借地契約等により貸付けを行う場合の一時金等は、当分の間、一時金等算定基準を踏まえ、民間精通者の意見を徴して決定する。

## 第4節 その他

### 第1 個別協議

本算定基準により使用料を算定することが著しく実情にそぐわないと認められる場合には、理財局長に協議して特別の定めをすることができる。

### 第2 経過措置

この基準は、令和元年10月1日以降、新規に算定するものから適用（更新する場合を除く）し、同日前のものについては、なお従前の例によるものとする。